

輪島市災害復旧復興事業重点整備エリア技術協力業務（施工予定者選定）  
に係る公募型プロポーザル

2月27日付事前公表との主要変更点について

当案件については令和8年2月27日付で事前公表していたところであるが、設計の進捗状況や発注スキームの検討等により、予定工事の内容を以下のとおり変更した。

1. 重点整備エリアの範囲、名称の変更

- ① 事前公表時の輪島北部エリア、輪島南部エリアの区境を変更  
輪島南部エリアの鳳至川左岸部を輪島北部エリアに組替した。
- ② 上記エリア分布形状の変更に伴いエリア名称を以下のとおりとした。  
輪島北部エリア ⇒ 輪島西部エリア  
輪島南部エリア ⇒ 輪島東部エリア

2. 重点整備エリアの工事規模の変更

設計の進捗に伴い、設計方針の見直し（例：橋梁補修を架け替えに変更等）や対象工事数量の精査により、工事規模（工事費）を変更した。  
工事規模の内訳は別添のプロポーザル実施要項及び工事概要図を参照のこと。  
なお、発注時点においても、災害査定レベルの参考値であることに変わらない。

3. 特殊橋梁上部工の別途発注

輪島西部エリアの対象工事である「いろは橋」上部工においては、施工者が限られてくる状況を踏まえ、エリア一体的整備の対象工事から除外することとした。  
なお、旧橋撤去、下部工、仮橋等の仮設工は対象工事とする。

以 上